



栃木県公報

平成28年
1月21日(木)
号外
第1号

目次

告示

○知事指定薬物の指定..... 1

告示

栃木県告示第31号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年1月21日

栃木県知事 福田 富一

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2- (2, 5-ジメトキシ-4-メチルフェニル) エタンアミン（通称名2C-D）及びその塩類
- (2) 2- { [ビス (4-フルオロフェニル) メチル] スルフィニル} -N-メチルアセトアミド（通称名M o d a f i e n d z）及びその塩類
- (3) 1-メトキシ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル=1- (シクロヘキシルメチル) -1 H-インダゾール-3-カルボキシラート（通称名M O - C H M I N A C A）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力発生の日

平成28年1月22日

(薬務課)